

条 例 案 の 概 要

議案第34号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正されたことに伴う所要の改正

(1) 森林環境税の導入に伴う所要の改正

ア 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する規定の整備をするもの

（第34条の9第2項関係）

イ 市民税均等割の賦課徴収に併せて森林環境税を賦課徴収する旨を定めるもの

（第38条第3項関係）

ウ 納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加するもの

（第41条関係）

エ 特別徴収の方法により徴収する給与所得又は年金所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含めるもの

（第44条第1項及び第47条の2第1項関係）

オ 給与所得又は年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに関する規定の整備をするもの

（第47条第2項及び第47条の6第2項関係）

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年における前年の申告内容と異動がない場合は、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとしたもの

（第36条の3の2第2項関係）

(3) 特定小型原動機付自転車の軽自動車税種別割区分の見直し

原動機付自転車の軽自動車税種別割の標準税率が適用される車両のうち、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについては、ミニカーに係る税率区分から除くこととし、全ての特定小型原動機付自転車に現行の第一種原動機付自転車と同一の税率区分が適用されることとしたもの

(第82条第1号エ関係)

(4) 軽自動車税の賦課徴収の特例に関する見直し

自動車製作者等の不正行為に起因し軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割の納付不足額が発生した場合の当該自動車製作者等が納付すべき軽自動車税環境性能割及び軽自動車税種別割の額は、当該納付不足額に35%（現行10%）を乗じて計算した金額を加算した金額とするもの

(附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項関係)

(5) その他地方税法等の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

(1) 上記内容(3)の改正規定 令和5年7月1日

(2) 上記内容(1)及び(4)の改正規定 令和6年1月1日

(3) 上記内容(2)の改正規定 令和7年1月1日

議案第35号 幸手市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が一部改正され、個人番号カードの電子証明書の機能を移動端末設備（スマートフォン）に搭載することができるようになった。

印鑑登録証明書の多機能端末機による交付（コンビニ交付）において、移動端末設備（スマートフォン）に搭載される移動端末設備用利用者証明用電子証明書（スマートフォン用利用者証明用電子証明書）を利用する方法を追加するための規定の整備をするもの

(第14条第3項関係)

2 施行期日

規則で定める日（コンビニ交付のスマートフォン用利用者証明用電子証明書の開始時期の設定を幸手市が行う日）から施行